

にしかわ保育園 保育料（利用者負担額）

- ① 保育の認定区分（保育の必要量）や保護者の所得（階層区分）に応じて保育料が決まります。
- * 2号認定（満3歳以上）の子どもの保育料は、0円です。
 - * 3号認定（満3歳未満）の子どもの保育料は、別表「西川町保育施設利用者負担額(保育料/月額)」をご確認ください。
 - * 年度途中で満3歳になり、3号認定から2号認定になった子ども（特定満3歳以上）の保育料は、年度末まで、3号認定（満3歳未満）の保育料となります。
- ② 保育料の階層判定
児童と生計を一にする父母の町民税額によって階層区分を決定します。
- * 課税額の計算に調整控除以外の税額控除（寄付金、配当、外国税額、住宅借入金等）は適用されません。
 - * 未婚のひとり親の場合、地方税法上の寡婦控除が適用されたものとみなして階層区分を決定しますので申出ください。
 - * 父母が単身赴任等で世帯を別にしている場合、同一世帯とみなします。
 - * 祖父母等と世帯を別にしている場合、同居していれば同一世帯とみなします。
 - * 家庭の状況から、父母の収入額が生活保護基準に定める程度の額を下回っている場合等、父母以外の扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合は、その町民税も合算して計算します。
- ③ 階層の切り替え（見直し）
毎年、9月に保育料の階層の切り替え（算定）を行います。
- * 4月～8月分 前年度の町民税から算定 * 9月～3月分 当年度の町民税から算定
 - * 年度途中で課税額を更正したり、世帯の扶養義務者に変更があった場合等は、階層を見直します。

別表

西川町保育施設利用者負担額（保育料/月額）

階層区分			定義	3号認定（満3歳未満）	
				保育短時(8時間保育)	保育標準時間(11時間保育)
国	町				
1	1	A	生活保護世帯	0円	0円
2	2	B	前年度町民税非課税世帯	0円	0円
3	3	C1	均等割額のみ	8,700円	9,200円
	4	C2	所得割額 15,000円未満	10,700円	12,700円
	5	C3	所得割額 31,800円未満	13,300円	15,300円
	6	C4	所得割額 48,600円未満	17,000円	19,000円
4	7	D1-1	所得割額 57,700円未満	20,600円	22,600円
	7	D1-2	所得割額 72,800円未満	20,600円	22,600円
	8	D2-1	所得割額 77,101円未満	26,700円	28,700円
4	8	D2-2	所得割額 97,000円未満	26,700円	28,700円
5	9	E1	所得割額 122,000円未満	35,000円	37,000円
	10	E2	所得割額 169,000円未満	35,200円	37,200円
6	11	F	所得割額 301,000円未満	35,200円	37,200円
7	12	G	所得割額 397,000円未満	42,000円	44,000円
8	13	H	所得割額 397,000円以上	47,000円	49,000円

***別表**は、「西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則」の別表第1に基づき作成しています。

*兄弟がいる場合や家庭の状況により、保育料の軽減措置があります。



④ 保育料の軽減措置

【多子世帯】

兄弟姉妹がいる世帯 ※第2子以降が軽減措置の対象となります。

*兄弟同時入所（小学校就学前の子どもが2人以上同時に保育施設等を利用する場合）

⇒施設を利用している最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料です。

*C1～D1-1階層（世帯の所得割額が57,700円未満）の世帯

…の部分

⇒生計が同一の子どもを対象とし、第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料です。

（注）生計が同一とは…

同居している場合。同居していなくても勤務、修学、療養等の都合上別居し、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合。

【要保護世帯等】

ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯（保護者の申請に基づき、生活保護を必要とする状態にある等特に困窮していると認められる世帯）

（注）ひとり親世帯とは、父子あるいは母子のみで生計を一にしている世帯とします。

（注）在宅障害児(者)のいる世帯とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯とします。 ※手帳の写し等をご提出のうえ申出ください。

*C1～D2-1階層（世帯の所得割額が77,101円未満）の世帯で、C1階層の3号保育短時間認定の部分を除く。

…の部分

⇒表中の額によらず、第1子の額は9,000円です。

⇒生計が同一の子どもを対象とし、第1子の年齢にかかわらず、第2子以降は無料です。

【山形県保育料段階的無償化事業と町連携による無料】

国基準の所得階層区分8階層のうち、第3、4階層の国基準保育料の1/2を県で負担し、その残りを町で負担し、無料としています。

⇒C1～D2-2階層（世帯の所得割額が97,000円未満）の世帯

**特例：令和3年9月から
県町連携により無料**

【町独自減免（第3子以降無料）】

⇒保護者が、同一世帯で18歳未満の子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者）を3人以上扶養している場合は、第3子以降は無料です。 ※申請、審査が必要です。

延長保育料（利用者負担額）

保育認定の時間を超えて利用した場合は、延長保育料（利用者負担額）を負担していただきます。

*保育認定の時間【標準時間：午前7時30分から午後6時30分まで】

【短時間：午前8時30分から午後4時30分まで】

*延長保育料：1日100円（月額2,000円以内）*保育料の階層区分がA、Bの場合：無料

※ 災害その他やむを得ない事由で、保護者が保育料等を負担することが困難と町長が認めた場合は、保育料等を減免します。